

平成 18 年度 PRTR 法の届出について

大阪大学環境安全研究管理センター

PRTR の集計は今回で 6 年目となる。今回も昨年同様、大阪大学薬品管理支援システム (OCCS) で仮集計を行い、取扱量が多かった 9 物質について各部局に問い合わせ集計を行った。集計の結果、報告の義務の生じた物質は、両キャンパスともに平成 17 年度と同様であった。豊中キャンパスでは、クロロホルム、ジクロロメタン、トルエンの 3 物質、吹田キャンパスでは、アセトニトリル、エチレンオキシド、クロロホルム、ジクロロメタン、トルエンの 5 物質である。

届出物質の排出量・移動量を以下に示した。公共用水域、土壌への排出および埋立処分はゼロであった。昨年度と比較すると、豊中キャンパスのクロロホルムのキャンパス外への廃棄物としての移動が大きく増加した。これは取扱量が増加したためである。また、両キャンパスのトルエンと豊中キャンパスのジクロロメタンの大気への排出が増加した。医療器材の滅菌に用いられるエチレンオキシドは、ほとんどが大気に排出されているが、排出量は取扱量が減少したため減ってきている。これら以外は、昨年度と同様で、8 割以上がキャンパス外への移動 (主に有機廃液としての移動) になっている。下水道への移動は、吹田では毎月、豊中では 3 ヶ月に 1 回行われている下水道への放流口での測定値から、計算により算出している。平成 18 年度はほとんど検出限界以下の値 (検出限界以下の場合には、その 1/2 の値を用いることが決められている) であった。アセトニトリルの検出限界が高いため、排水からは未検出にもかかわらず 210 kg が下水道に移動したことになる。

平成18年度 PRTR届出物質とその排出量・移動量 (kg、有効数字2桁)

化学物質の名称 と政令番号		豊中キャンパス			吹田キャンパス				
		クロロホルム 95	ジクロロメタン 145	トルエン 227	アセトニトリル 12	エチレンオキシド 42	クロロホルム 95	ジクロロメタン 145	トルエン 227
排出量	イ．大気への排出	160	250	140	30	710	410	440	100
	ロ．公共用水域への排出	0	0	0	0	0	0	0	0
	ハ．土壌への排出 (二以外)	0	0	0	0	0	0	0	0
	ニ．キャンパスにおける埋立処分	0	0	0	0	0	0	0	0
移動量	イ．下水道への移動	2.1	2.0	1.5	210	0	4.9	4.9	4.9
	ロ．キャンパス外への移動(イ以外)	3,600	1,600	1,500	1,800	0.9	5,100	5,100	1,200

PRTR 法の目的は、事業者が化学物質をどれだけ排出したかを把握し、その量を公表することにより、事業者の自主管理の改善を促し、環境汚染を未然に防ぐことにある。今後は、排出量を削減し、地域の環境リスクを減らすために、各研究室レベルでの改善が必要になってくる。

平成 19 年度分についても、平成 20 年 4 月頃に調査を依頼する予定である。

1 斗缶の登録率が非常に低くなっているため、OCCS での仮集計と各部局に問い合わせた結果が大きく異なっている (主要物質の OCCS 登録率: アセトニトリル 58%、クロロホルム 43%、ジクロロメタン 40%、トルエン 50%)。クロロホルム、トルエンは劇物であり、「大阪大学における毒物及び劇物の管理に関する規程」により、その保管量を把握することが決められている。1 斗缶の登録率を向上させ、OCCS の適正な運用にご協力をよろしくお願いいたします。